

令和5年度県産農林水産物学校給食利用促進事業 募集要項

I 事業内容

1 目的

児童・生徒等や学校等関係者に地域で収穫された身近な食材に接する機会を提供し、食と「農」への理解を深め、県産県消への意識を醸成するとともに、学校等での給食における県産農林水産物使用割合の向上を図ることを目的とします。



2 事業内容

生産者と学校等（小・中学校、幼稚園・保育園・認定こども園）との連携により、児童・生徒や学校等関係者の食と「農」への理解醸成と、学校給食での県産農林水産物の利用促進に寄与する活動を実施することとします。

ただし、(1)～(3)などの食育活動と、(4)・(5)などの食材供給の両方を併せて実施することとし、事業目的に合致する限りにおいて、(1)～(5)以外の活動も実施することができます。

(1)	本県の農林水産業や農林水産物に関する学校等での出前授業の実施	食育活動
(2)	栄養教諭等を対象とした産地学習会の実施	
(3)	ほ場等での作業体験や工場等での加工体験の受け入れ	
(4)	学校等向け県産農林水産物の供給	食材供給
(5)	学校等向け県産農林水産物の供給のための体制づくり	
(6)	その他、本事業の目的に合致する活動	

3 実施団体

実施団体は、兵庫県内に所在する以下の団体・者から公募し、決定します。

- (1) 農業協同組合 (2) 漁業協同組合 (3) 農地所有適格法人
(4) 農業者の組織するグループ (5) 認定農業者
(6) その他、事業を遂行する能力を有していると認められる者

4 実施方法 兵庫県からの事業委託

5 実施期間

委託契約の日以降に開始し、令和6年3月1日までに終了してください。

6 委託金額 1件あたり 250,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

7 採択件数 2件（予定）

8 実施要件

- (1) 食育活動と食材供給の両方を実施してください。なお、学校等向け県産農林水産物の供給とは、給食や調理実習での利用等を目的とした供給を言います。

- (2) 連携する学校等を確保し、事業実施に際しては、必要な調整をしてください。
- (3) 実施内容は、既存の取組のみではなく、本事業を契機として新たに取組む内容を含むこととしてください。

Ⅱ 提案募集

事業を受託したい方は、下記募集期間内に、必要書類を揃えて応募してください。

1 募集期間 令和5年10月11日(水)～10月31日(火)

2 応募書類

次の書類を各1部提出してください。 ※様式1、様式2、誓約書(下記(4)のイ)は、

- (1) 事業計画書(様式1) 県HPに掲載しています
- (2) 収支予算書(様式2)
- (3) 応募団体(者)の概要が分かる資料(定款、規約、組織図、名簿、活動報告等)
- (4) 県税の納税状況に関する下記アまたはイいずれかの書類
※本県では、適正な事業執行のため、応募の際に県税の納税状況を確認しています
ア 県税(個人県民税及び地方消費税を除く)に係る徴収金(延滞金等の附帯金を含む)の滞納がないことを証する納税証明書(県税事務所で交付する「納税証明書(3)」)
イ 県税について課税実績がないことを証する誓約書
- (5) その他、必要と認められるもの

3 対象経費・対象外経費

委託料を充当できない経費があります。応募書類の「収支予算書(様式2)」には、対象経費と対象外経費を区別して記入してください。

- (1) 委託料を充当できる経費(対象経費)
学校等と連携した食育活動や、学校等に県産食材を供給するための活動に要する以下の経費
- ① 人件費、謝金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料
 - ② その他、実施に必要と認める経費
- (2) 委託料を充当できない経費(対象外経費)
- ① 団体の運営維持のために要する経費
 - ② 工事費
 - ③ 飲食に要する経費
 - ④ 領収書がない等の使途不明経費
 - ⑤ その他、不相当と認める経費

4 提出方法

下記担当部署あてに郵送で提出してください(応募期間内必着)。

【担当部署】兵庫県 農林水産部 流通戦略課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 1号館8階
TEL: 078-362-3444

Ⅲ 審査・決定

1 審査

提出された事業計画書等を審査し、事業を委託する応募者を決定します。

2 結果通知

審査の結果については、採択の如何に関わらず、応募者に通知します。

3 その他

契約に際し、県から事業計画書の修正を求めたり、条件を付すことがあります。

Ⅳ 実績報告・支払

1 実績報告

委託事業終了後は、所定の期日までに、実績報告書（様式4）に（1）～（4）の添付書類を添えて提出してください。

- （1）収支決算書（様式5）
- （2）領収書（使途が確認できるもの）
- （3）活動の様子が分かる写真
- （4）その他必要と認められるもの

2 委託料の支払

上記1の内容を精査し、適正に事業が実施されていると認められる場合に、委託料をお支払いします。

（1）支払方法

委託料の支払いは、原則精算払いとします。

委託料は千円単位とし、千円未満は切り捨てます。

（2）委託料の変更

適正な事業執行が認められない場合や、提出書類に不備がある場合には、委託料を変更する場合がありますので、ご了承ください。

3 その他

- （1）応募書類は、返却いたしません。
- （2）応募に係る一切の経費は、応募者の負担とします。
- （3）虚偽の内容に基づく応募やその他の不正行為があった場合には、委託料の支払い後であっても、返還を命ずるものとします。
- （4）この事業を実施するうえで生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、受託者の責任で対処するものとします。

【問い合わせ先】兵庫県 農林水産部 流通戦略課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 1号館8階

TEL：078-362-3444